

議案第 65 号

太宰府市職員定数条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和4年12月 6日 提出

太宰府市長 楠田大蔵

理 由

本市職員の定年年齢引上げに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会
の議決を求める。

太宰府市職員定数条例の一部を改正する条例

〔令和　年　月　日
　　条　例　第　号〕

太宰府市職員定数条例（昭和45年条例第295号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 市長の事務部局の職員 305人
- (2) 議会の事務部局の職員 6人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 1人
- (4) 監査委員の事務部局の職員 4人
- (5) 農業委員会の事務部局の職員 1人
- (6) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 74人
- (7) 公営企業の事務部局の職員 26人

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要がある場合は、全体の定数の範囲内において、同項各号の定数を超えることができる。

第3条を次のように改める。

（休職中の職員等）

第3条 次の各号に掲げる職員は、前条第1項の定数外とする。

- (1) 休職中の職員
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣する職員
- (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（平成5年条例第4号）第2条第1項の規定により派遣する職員
- (4) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成21年条例第23号）第2条第1項の規定により派遣する職員

(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をする職員

第4条中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。